

整理番号：8-1

提言題名：火葬許可書の申請手続きについて

【提言の内容】

取手市内の施設に入っていた母が亡くなり、親族が多くいる地で最後の別れをするため、速やかに搬送する手続きを取り、市役所に火葬許可書を取りに行ったところ、火葬場の予約を取っていなければ許可書の発行が出来ないとのこと。仕方がないので、忙しい中いったん家に帰り、葬儀会社経由で火葬場の予約を取り、再度市役所に行ったところ、火葬場に予約の確認を取るのに、発行までに1時間以上かかると言われた。早く移動したいのに、とんだ時間を取られた。どこの火葬場を使うかも、いつ火葬するかも当方の権利であり、火葬の予約を取っていなければ、許可書の発行が出来ないという権利が市役所にあるとは思えない。市役所の傲慢だと思います。

(令和元年10月受付)

【回答】

火葬の許可申請書の記載事項につきましては、墓地、埋葬等に関する法律施行規則の第1条に、次のように規定されています。

- (1) 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名）
- (2) 死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別）
- (3) 死亡者の出生年月日（死産の場合は、妊娠月数）
- (4) 死因（カッコ内略）
- (5) 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
- (6) 死亡場所（死産の場合は、分べん場所）
- (7) 埋葬又は火葬場所
- (8) 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄

火葬場所は申請書の記載事項となっていることから、火葬許可証の発行にあたっては、火葬場の予約は必要要件であり、この取扱いは、全国どの市町村でも同様となっています。

また、届出書に記載のある方の本籍地や居住地が取手市以外だった場合などに、他の市町村に照会するお時間をいただいております。今回はお待たせするお時間が長くなってしましまして、大変申し訳ございませんでした。

いただきましたご意見等を踏まえまして、窓口に来庁された方への丁寧な説明と迅速な対応をこれまで以上に心がけてまいりますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、火葬の許可申請は、死亡届を申請書とみなす取扱いとしていることを申し添えます。

(市民課 令和元年10月回答)